

個人事業税における不動産貸付業・駐車場業の認定基準

	貸付けている不動産の種類		認定基準
不 動 産 貸 付 業	① 住宅の貸付けを行っている場合	一戸建住宅	10棟以上
		一戸建以外の住宅 (アパート、貸間等)	10室以上
	② 住宅以外の貸付け (事務所、店舗等) を行っている場合	独立家屋の場合	5棟以上
		独立家屋でない 場合	10室以上(独立的に区 画された部分)
	③ 土地の貸付けを行 っている場合	住宅用土地	貸付契約件数10件以上 又は貸付面積2,000㎡以上
		上記以外の土地	貸付契約件数10件以上
④ 上記①②③ のいずれか2以上のもの を併せて貸付けている場合		上記の棟数、件数の合計 数が10以上	
⑤ 上記①～④ に該当しない場合		貸付不動産の収入金額が 年850万円以上	
駐 車 場 業	① 建築物でない駐車場(青空駐車場等)		10台以上
	② 建築物である駐車場(地下駐車場, 立体式駐車場等)		